

平成31年第1回水巻町議会 定例会 会議録

平成31年第1回水巻町議会定例会第2回継続会は、平成31年3月12日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 31 年 3 月 定例会
(第 1 回)

第 2 回継続会

本会議 会議録

平成 31 年 3 月 12 日

水 卷 町 議 会

平成31年 第1回水巻町議会定例会 第2回継続会 会議録

平成31年3月12日

午前10時00分開議

議 長（白石雄二）

出席16名、定足数に達していますので、只今から平成31年第1回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第1 各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

3月11日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたのでご報告いたします。

議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第3号 平成30年度水巻町一般会計補正予算（第4号）については、賛成多数で可決いたしました。

議案第4号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第5号 平成30年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、賛成全員で可決いたしました。以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

3月7日の文厚産建委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたのでご報告いたします。

議案第3号 平成30年度水巻町一般会計補正予算（第4号）については、賛成多数で可決しました。

議案第6号 水巻町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定につきましては、賛成全員で可決しました。

議案第7号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正については、賛成多数で可決しました。

議案第8号 水巻町児童福祉施設第三者評価委員会条例の廃止については、賛成全員で可決しました。以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で各委員会の審査報告を終わります。日程第2、議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。今回の条例改正は職員の勤勉手当の改正となっております。現行100分の90乗じたのがですね、今回は6月に支給する分は100分の90で、12月に支給する場合は100分の95となっております。今回、要するにおいてですね、若干の賃上げになると思うんです。そういう点ですね、私は常々思うんですけど、私も民間の会社で働いてきました。そして私の会社では定年して働きたい人はですね、今はもう法律で変わって65歳まで雇わないかんけど、私が働いているときは60歳まででした。だから私が働いているときはもう会社を定年してしまったら、昨日辞めて今日から出るという場合はですね、要するに出た日数で、私が辞めたときは1日8千500円でですね、払っていたんです。そんなふうに民間は厳しいんです。そういう点では公務員は私は甘いんじゃないかと思えます。そういう点で、そういう考えを持っていますから、私はこの条例案の改正には反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたします。

した。

日程第3 議案第2号

議 長（白石雄二）

日程第3、議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

この議案第2号もですね、さっき述べましたような考えと同じです。今回の現行4.40が4.45になって0.05のですね、引き上げになっています。そういうさっき述べましたような考えを持ってますからこの条例にも反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第3号

議 長（白石雄二）

日程第4、議案第3号 平成30年度水巻町一般会計補正予算（第4号）についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。議案第 3 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）について、日本共産党を代表して反対討論を行ないます。

債務負担行為補正として、平成 30 年度、平成 31 年度にかけての水巻町公共施設保全長寿命化計画策定委託料 3 千 50 万円を廃止し、それに伴い、本年度予算の 1 千 300 万円の同策定委託料を全額減額することについて、わが党は納得がいかないばかりか、このような予算の組み方でよいのか、また、大きな方針転換であるにも関わらず、残念ながら議会への説明は信頼性を欠くものであったと言わざるを得ません。

以下、その理由を述べ、反対討論といたします。

一つは、債務負担行為 3 千 50 万円を廃止する、1 千 300 万円の同策定委託料の減額理由を、吉田団地の方針決定がされていないためとしていることについてです。執行部はちょうど 1 年前、「水巻町公共施設の長寿命化計画を 2 年かけて策定する。3 千 50 万円の債務負担行為をお願いしたい。」と、議会に説明され、わが党と一部議員の反対を除き、賛成多数で平成 30 年度一般会計予算は可決承認され、この政策は認められました。しかし、その 1 年後に、「これを廃止したい。廃止理由は吉田町営住宅について政策判断、方針決定がされていないため。」との説明です。吉田団地の方針決定は、平成 30 年、平成 30 年度予算を可決した時点でもできてはおらず、現在と状況に変化はありません。

わが党は「建て替え方針を早く出すべきだ。いつ判断するのか。」と、一般質問で何年も質問を続けていますが、町長は「議会と相談しながら最終結論を得たい。」と、いつも同じ答弁ばかりで、議会との間ではここ数年何の進展もないのが実態です。したがって、今回の政策転換の理由を吉田団地の方針未決定のためとすることは、議会も町民をも納得させる理由とはならないものと考えます。

二つ目は、今回の政策転換に対する行政の姿勢についてです。1 年前と吉田団地を取り巻く環境は変わっておらず、方針決定がされていないもとの平成 30 年の時点で「長寿命化計画を策定する」と予算化した政策自体に、正当性はあったのかということです。執行部が昨年の政策判断は安易だった、間違いだったと説明するのならばまだ理解もしますが、理由にもならない吉田団地の方針未決定を理由として政策転換をする、このような行政の在り方は適切ではないと考えます。同時に、行政への信頼を議会だけではなく、町民にも著しく貶めるものとなるのではないかと懸念をいたします。平成 30 年度予算編成時からの執行部の政策判断は適切であっ

たのか、検証することが求められると考えます。

最後に、わが党は、吉田団地の建て替えについて、耐用年数と住宅そのものの悪化、周辺環境、また団地住民の感情等から考えても、また、まちづくりの観点からも、団地住民はもちろん、当町にとって有意義な町の活性化となる建て替えを求めており、そのためには、町は団地住民との丁寧な話し合いを基盤に、議会には逐一町が現在努力していること、考え方も含め、集めた情報等丁寧な説明と報告を行ない、ともに町民全体が満足いく建て替え方針を一日も早く決定できるようにすることが重要だと考えております。わが党は今後も吉田団地の一日も早い建て替えのために力を尽くしてまいります。以上、反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は毎回述べているように、短期間での補修が危惧しているんです。なぜならば、前回は述べましたが、私が水巻に引っ越してきてから、今年でちょうど、47年目です。それなのに、今度のこの議案と関係ないけど、鯉口団地は2回も補修されました。大規模なですね。そして、今回また猪熊小学校の体育館の外部補修ですね。私は見に行ったけど、まだ私はまだまだ大丈夫じゃないかと思うんです。落ちれば落ちたところで補修すればいいんですからですね。そういう考えを持ってるんです。

それからここに、431万のですね、猪熊小学校体育館外部大規模改修実施設計委託料ですね、こういうですね、何も431万払わんでもですね、こういう簡単な設計はですね、調査はですね、水巻町の1級建築士にさせるべきです。それは家を建てる場合は、コンクリートがなんぼ要って、鉄筋がなんぼ要って、窓枠がなんぼ要って、そういう積算していくんです。設計屋は。これに対して外壁のこういう塗り替えや補修くらいはですね、設計屋に言わせれば簡単な仕事なんですよ。水巻町が約1年間に調査設計だけで約5千万使われています。こういうですね、無駄な支出は抑えるべきです。そのために職員を雇っているはずですよ。こういうことから無駄にしていると思うから私はこの補正予算には反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第3号 平成30年度水巻町一般会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第4号

議 長（白石雄二）

日程第5、議案第4号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第4号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、賛成全員と認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第5号

議 長（白石雄二）

日程第6、議案第5号 平成30年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありますか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

まあ、賛成の立場から、まあ意見を述べます。で、私は特に健康づくりでですね、やっぱりもっと執行部が力を合わせてですね、特に高齢者の健康づくりをしてほしいと思うんです。私は平成30年、5月の21日、和歌山県のみなべ町に行ってきました。そして私が行ったらですね、町長や副町長、また幹部の名刺をよくもらってきます。どういうことを書いてるか知るためにもらってきてるんです。私はみなべ町の副町長の名刺をもらってきてびっくりしたんです。裏読んでですね。裏に返ったら一面に自らの健康づくりに努めましょうと。で、2番目が、みなべ町は日本で1番梅の生産が多いから、梅を食して健康づくりに励みましょうと。それから、官、学、民が協力して梅を食べるように努めましょうと書いてるんです。すごいなと思ったんですよ。で、なぜ向こうの総務課の方が来られたんですかと聞かれたから、私、聞かれたんです。私は十数年前NHKのニュースを見て、旧南部川村を訪問してるんです。それは、NHKのニュースで、和歌山県で1番農業所得が多いのに国民健康保険税が安いと報道したから、私は自分の足で行ってきました。十数年前に。そしてそれが今後どうなっているか調査で行ったわけです。そしたらですね、それは毎日新聞の報道によると2018年度の75歳以上の高齢者が使った医療費は福岡県が1番使ってたんです。110万円以上使っていました。毎日新聞の報道によると。だからですね、和歌山県のみなべ町はどうなってるか調査に行ったわけです。そしたらですね、75歳以上の高齢者に使われたお金が1人73万。福岡県と約37万の差があるんです。月平均すれば3万です。安いんです。だからですね、やっぱりそういう点では、今度は国民保険は県単位になったけど、やっぱりそういう自治体の首長、トップにやっぱり議員もですね、そういう健康づくりを励んでいく努力が必要があると思います。以上をもって、今回のこの案には賛成といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第5号 平成30年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時30分 再開

日程第7 一般質問について

議 長（白石雄二）

再開いたします。日程第7、一般質問について。これより一般質問を行ないます。1番、公明

党。はい、松野議員。

5 番（松野俊子）

5 番、松野です。公明党を代表いたしまして、冒頭の質問をさせていただきます。

まず 1 番、水巻町の災害対策及び地区防災計画について。

従来から国の「防災基本計画」及び自治体が立てている「地域防災計画」があります。それに加え自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが、災害時の避難方法などを自ら立案する「地区防災計画」が、平成 25 年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは東日本大震災で自治体の行政機能がまひしたのを教訓に、平成 26 年 4 月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。災害発生時には自治体や消防などの「公助」が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは、「自助」であり「共助」であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティで作る「地区防災計画」の必要性が浮かびあがってきます。この「地区防災計画」を立てる単位は、自治会、マンション管理組合、企業、NPO 法人、商店街、学校、医療・福祉施設なども主体となることができます。現在制度の普及・啓発活動について「行う必要はあるが、行っていない」と答えた自治体は、全体の約 6 割に及んでいます。

そこでお尋ねします。

- (1) 水巻町の災害対策の一環として各地域で「地区防災計画」の策定が進むことが、町全体の災害対応力の向上に繋がるとも考えますが、これに関する認識、また、地域への周知方法について町の考えをお聞かせください。
- (2) この「地区防災計画」は、水巻町の「地域防災計画」の中に位置付けし、「公助」の仕組みと連動させることで、実効性が高まってくるとも考えられます。地域の実情に合わせた防災対策について「地区防災計画」の作成に関し、町がリードして作成検討委員会等を立ち上げるお考えがありましたらお聞かせください。
- (3) 水巻町の現在の自主防災組織の数、及び防災活動に対する町からの補助金等がありましたら教えてください。

次、放課後児童クラブ（学童保育）について。

放課後児童クラブは共働き家庭やひとり親家庭の小学生を放課後に預かる子育て支援サービスです。全国的に働く女性の就業率が増加している中で放課後児童クラブのニーズも増えています。水巻町は子育て支援の充実や子ども医療費の助成などいろいろと対策をしていますが、放課後児童クラブの待機児童の解消はなされていますか。全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るようお願いしたい。働く指導員からは環境を改善してほしいとの強い声をお聞きします。

そこでお尋ねいたします。

- (1) 利用者は増える所もあるようですが、どれくらいになりますか。また指導員の人員確保は出来ていますか。
- (2) 仕事内容が大変な指導員の処遇改善をどう考えますか。
- (3) 5 月の大型連休（10 連休）の対応はどうなりますか。

(4) 放課後児童クラブの今後の町の考えをお聞かせください。

次に行きます。

ふるさと納税の現状について。

ふるさと納税制度は2008年の創設から10年余りが経ち、当初は80億円余りだった寄付総額は今や3千500億円を超えるものになりました。

国は一部の自治体が高額な返礼品で寄付金を集めている現状を踏まえ、返礼品を寄付額の30%以下の地場産品に限定して法改正し、4月の施行をめざす方針です。

水巻町もここ数年で、でかんにんにく製品をはじめ返礼品が品揃えされました。

今、返礼品をモノではなくサービスを提供する自治体も増えています。例をあげますと、日本郵便は昨年10月から始めた訪問サービスで、郵便局員が月1回、高齢者の自宅を訪ねて暮らしぶりを確認し、離れて暮らす家族に伝えるというものです。

そこでお尋ね致します。

(1) ここ数年の寄付金の現状はどうなっていますか。

(2) 寄付金の使い方、具体的な活用内容を教えてください。

(3) 返礼品協力事業者を募集していますが、今どれくらいありますか。

(4) 新しい返礼品は増えましたか、法改正への対応は大丈夫ですか。

(5) 返礼品をモノではなくサービスで、実家で暮らす親の見守りや空き家になった実家の管理を所有者に代わって行うなどの内容を加える自治体も増えていますが、町としての考えを伺います。

(6) ふるさと納税の今後の町の方針をお聞かせ下さい。

次、最後の質問。

発達障がい児を切れ目なく支えるための施策について。

何らかの障がいを持つ子供の中でも近年、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等、発達障がいと思われる子供が著しく増加しています。小・中学校に設置している特別支援学級は、知的障がいや情緒障がい児のためのクラスですので、通常の学級で過ごしにくさを感じている発達障がいの子供は、一人一人の障がいに応じた指導方法が必要となります。

発達障がいは、周囲にも理解されにくく、本人に対してサポートや訓練がないまま大人になり、社会に出て仕事が続かない、膨大な借金を抱えてしまう、家庭内暴力や自殺願望等、深刻な事態に陥る一因となることがあります。しかし、障がいに応じた生活訓練等のサポートを早期に切れ目なく受けることができれば社会の中で十分仕事をしていく事ができます。また、芸能・スポーツ・研究等の様々な分野で、独自の才能を開花させ、発達障がいを抱えながら活躍している人が数多くいると言われていています。

文部科学省が2019年1月23日に発表した「障害者活躍推進プラン2 発達障害等のある子供の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン」の中で、発達障がい児教育のレベルアップを図ることを明確に打ち出しています。その中で、通常学級に在籍しながら、週に数回、訓練・指導を受けることができる「通級学級」について、今後、指導教員の質や専門性を高める体制を構築すると述べています。また、学校以外で行われている療育機関や、「放課後等デイサービス事業」等については「その指導方法に関する知見を集約・整理し、特別支援教

育に携わる教師に還元する」等と述べ、その指導実績の蓄積や専門性に注目し、活かしていく事を求めています。

そこで、本町として現状をしっかりと把握し、この子供たちに対して良質な教育や環境をどう提供していくのか、その取り組みについて質問します。

1. 本町の通級学級の設置状況と生徒数はどのようになっていますか。また今後の設置状況の見通しはどうか。小学校卒業後の生徒の進路状況はどのようになっていますか。
2. 療育機関や放課後等デイサービス事業所の情報の把握と保護者への情報提供は十分行われていますか。また、利用状況と利用者負担額はどのようになっていますか。
3. 孤立しがちな保護者の交流を後押しすることも重要と思われます。要望があれば子育て世代包括支援センター「かんがる一む」を交流の場に提供し、情報提供等の支援をされてはいかがでしょうか。
4. 文部科学省は「より多くの教師が通級指導に関する専門性を身に付け、通常の学級での指導にも活かす体制を構築する」と述べています。今後の取り組みについてお聞かせください。以上です。

議 長（白石雄二）

町長。答弁。

町 長（美浦喜明）

水巻町の災害対策及び地区防災計画についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、町の災害対策の一環としての「地区防災計画」策定に関する認識と地域への周知方法について、のお尋ねですが、この地区防災計画は、災害対策基本法の中で、地区居住者等が市町村防災会議に対し、素案を添えて提案を行うもので、提案を受けた市町村防災会議は、市町村地域防災計画中に提案された地区防災計画を定める必要があるかどうかの判断を行い、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を規定するという内容です。この規定にあるように、地区防災計画は地域コミュニティからの提案に基づき策定されるもので、地域の実情に応じて平常時の訓練計画や啓発活動、非常時の避難誘導や要配慮者などへの個別の支援計画等を強く反映することができます。

議員のご指摘のとおり、災害発生時に大きな役割を担うのは、自助であり、共助です。大規模災害時における救助について、一般的に自助が7割程度、共助が2割程度、公助が1割以下の割合といわれており、災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力、いわゆる公助の力は働きづらくなるため、自分や家族の身は自分たちで守る、日ごろから隣近所のつながりを作り、助け合うという自主防災の意識を持つことが大変重要となります。

この自主防災力の向上に、地域の実情を強く反映することができる地区防災計画が非常に有効であることは町として強く認識しており、地域への周知については、自主防災設立時に配布する資料の中で紹介することで周知を図っています。

次に2点目の、地区防災計画は地域防災計画の中に位置付けし、公助の仕組みと連動させることで実効性が高まると考えられますが、町がリードして作成検討委員会等を立ち上げるお考

えがありましたらお聞かせください、とのお尋ねですが、まず、福岡県内や近隣各県の地区防災計画の策定状況についてご説明いたします。

地区防災計画の策定状況について、県の防災担当部局に確認したところ、県内の市町村において計画が策定されている市町村はなく、地域からの提案が検討されている市町村が数団体あるという状況でした。また、他県の状況については、長崎県や大分県で素案を策定済みの団体が数団体あるものの市町村地域防災計画への規定はないという状況で、市町村防災計画への規定まで行っている市町村は熊本県や鹿児島県で数市町村あるという結果でした。

そこでお尋ねの、町がリードして作成検討委員会等を立ち上げる考えがあるかについてですが、1点目のお尋ねの中でご説明したとおり、地区防災計画はあくまで自主防災組織をはじめとする地域コミュニティからの自発的な提案を原則としていますので、町が主導して作成検討委員会等を立ち上げる考えは現状ではありません。

しかし、先ほどご説明したとおり、県内の一部の市町村で地域から計画提案が検討されているとの情報を得ていますので、動向を注視しながら調査研究を進めて参ります。

最後に3点目の、水巻町の現在の自主防災組織の数、及び防災活動に対する町からの補助金等がありましたら教えてください、とのお尋ねですが、自主防災組織には平常時と災害時にそれぞれ大きな役割があり、平常時には地域住民への防災に関する知識の普及や情報共有、地域での防災訓練等の活動を行います。

また、災害時には災害情報の収集や伝達、救出救助活動や自力で避難することの難しい方々への支援、避難所運営などの活動が期待されており、このような活動内容を具体的に記し、計画としたものが1点目、2点目のお尋ねにある地区防災計画の素案となります。

町では、平成25年度以降、自治会を母体とする自主防災組織の設立を促進しており、今年度3つの自治会で新たに自主防災組織が設立され、平成31年2月末時点で12の自治会で自主防災組織が設立されています。この12の自治会を母体とした自主防災組織に婦人会を母体とした水巻町女性防火・防災クラブを加え、現在町内では13の自主防災組織が設立されています。

自主防災組織への補助金等については設立時に10万円分の資機材を購入できる補助金に加え、平成30年度から4月1日に自主防災組織が設立されている自治会に対し、毎年交付している地域活動事業助成金に自主防災組織加算を追加して支給を行っております。

町として、補助金等による支援以外にも、地域の防災に関する意識向上を目指し、自治会への防災出前講座や防災訓練への参加、地域のことを熟知している民生委員の開催する研修会での講座等を行っています。

また、家庭での食料備蓄の推進を目的に、災害協定を締結している九州女子大学との間で備蓄食料を活用したレシピの共同研究事業を行っています。

大規模災害時は家庭内で最低3日間の食料備蓄が必要といわれていることから、町ではアルファ米や缶詰を備蓄していますが、災害発生後の生活では、ストレスと栄養面の偏りにより多くの方が体調を崩したといわれています。

考案されたレシピは、災害発生時に少しでも温かく、おいしい食事ができるよう、備蓄食材とガスコンロやフライパンだけで簡単に調理できるようなものや、家庭で賞味期限の近づいた食材にひと手間を加えることで調理できるようなものとしており、この事業は各種メディアで

も紹介され、レシピは広報等で町民の皆様へご紹介しています。

これに関連して、昨年1月に水巻南中学校で開催された遠賀郡消防合同出初式では、自主防災組織の1つである女性防火防災クラブによる来場者への「すいとん」の炊き出しと、レシピの紹介を行っています。

さらに、小学校の土曜日授業で食料備蓄に関する授業を行うとともに町が備蓄している食料と災害食レシピ集を配布することで、自主防災の基本でもある食料備蓄に関する周知と啓発を行っています。

近年頻発している大規模災害に加え、昨年発生した平成30年7月豪雨もあり、町民の皆様の防災、減災への意識は非常に高まっていると強く感じております。

今後も行政と町民、自治会、学校などと連携し合いながら、一体となって防災、減災に関する意識の向上と地域の防災力の醸成のための取り組みを行ってまいります。

次に、放課後児童クラブ（学童保育）について、のご質問にお答えします。

まず、1点目の、利用者は増える所もあるようですが、どれくらいになりますか。また、指導員の人員確保は出来ていますか、とのお尋ねですが、利用者は、年々増加傾向にあり、平成31年3月1日時点での利用者数は、伊左座児童クラブ88名、猪熊児童クラブ72名、えぶり児童クラブ25名、頃末児童クラブ54名、吉田児童クラブ49名、全体で288名となっております。

また、現時点での、平成31年度の利用申込者数は、伊左座児童クラブ118名、猪熊児童クラブ87名、えぶり児童クラブ30名、頃末児童クラブ75名、吉田児童クラブ61名となっており、児童クラブ全体では83名の増加、371名となる見込みでございます。

本町における放課後児童クラブ運営の基本方針として、入所を希望する保護者の要望に応えるため、待機児童を出さず、定員を超えて児童の受け入れを行っております。すべての児童クラブで増加傾向となっているため、定員を超えて受け入れを行う児童クラブにつきましては、引き続き学校の空き教室等を利用して運営を行う予定としております。

なお、それに伴う指導員の人員確保につきましては、退職する指導員もいる中で、近年、指導員の確保が大きな課題となっていました。しかし、指導員を募集する記事を数回にわたり広報へ掲載したことや、町のホームページ等による募集、また、一人でも多くの人に指導員募集のチラシが目にとまるよう、自治会の回覧板を活用するなど、積極的な募集を行った結果、新たに3名から4名の長期臨時職員を確保できる見込みとなっております。

次に、2点目の仕事内容が大変な指導員の処遇改善をどう考えますか、とのお尋ねですが、指導員の業務は、近年の利用者増加により、多くの子どもと向き合う必要があるため、非常に体力を要する仕事です。また、特別な配慮が必要な児童も増加傾向にあり、一人ひとりの個性や発達段階に応じた指導や、放課後等に安心して過ごせる生活の場として、安全面に配慮しながら、子どもたちが主体的な遊びや生活が可能となるように見守るなど、その仕事内容はますます重要となっております。

本町としましても、指導員の賃金面を含めた処遇を少しでも改善したいと考えているところですが、あくまでも町雇用の臨時職員であるため、交通費の支給もありません。また、雇用形態や賃金等の処遇についても、放課後児童クラブ指導員のみを改善することは、他の臨時職員にも影響を及ぼすため、非常に困難であると考えております。

そのため、現在の指導員の雇用の確保及び処遇改善を第一の条件として、放課後児童クラブの運営については、2020年度からの民間企業や社会福祉法人などへの業務委託に向けて、検討を進めております。

次に、3点目の5月の大型連休、10連休の対応はどうなりますか、とのお尋ねですが、放課後児童クラブは、祝日以外の土曜日は開所しておりますので、10連休の初日である4月27日の土曜日は、通常どおり開所いたします。

また、日曜日と祝日は閉所しておりますので、4月28日の日曜日から5月6日、月曜日の振替休日までの9日間は、連続して閉所いたします。

最後に、4点目の放課後児童クラブの今後の町の考えをお聞かせください、とのお尋ねですが、放課後児童クラブ運営の基本方針として、平成27年度から対象学年を6年生までに拡大したことから、利用者数は年々増加傾向にあり、指導員の確保が大きな課題となっております。

この課題の解消を含め、先ほど、指導員の処遇改善について述べましたとおり、現在の指導員の雇用の確保及び処遇改善を第一の条件とした、民間企業などへの業務委託を2020年度より実施したいと考えております。

多くの放課後児童クラブ運営の実績を持つ民間企業等のノウハウを活かすことにより、現在の指導員の処遇改善に繋げるとともに、利用する子どもたちにとっても、今以上に児童クラブが安心して過ごせる生活の場となり、自由な活動を行う時間・空間としての役割を果たすことができると考えております。

今後も、学校を終えた子どもたちに、気分転換やくつろぎ、休息の時間等を放課後児童クラブが提供することで、子どもたちの自主性や社会性、創造性の向上や基本的な生活習慣の確立など、子どもたちの健全な育成を図っていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の現状について、のご質問にお答えします。

ふるさと納税は、平成20年4月の「地方税法等の一部を改正する法律」により、「都道府県・市区町村がそれぞれの判断で、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を条例で指定できる制度」が創設されたことが始まりで、地方自治体に対する寄附金のうち、2千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね2割を上限とする金額が、所得税と合わせて控除される制度です。

平成27年度から控除上限額が当初の約2倍に拡充されたことや、確定申告の不要な年収2千万円以下のサラリーマンや年収400万円以下の年金受給者などが、5つ以内の自治体に対するふるさと納税であれば、各自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告をしなくとも、寄附金控除を受けられるようになる「ワンストップ特例制度」が創設されるなど、国の制度拡充が進んでいます。

ここ数年は、ご存じの通り、高額な返礼品によるふるさと納税の過熱ぶりが社会問題化し、総務省が制度の見直しのため法改正を行うと報じられているところです。

そこで、まず1点目の、ここ数年の寄附金の現状はどうなっていますか、とのお尋ねですが、過去5年間の寄附実績は、平成26年度が70万5千円、平成27年度が125万円、平成28年度が68万円となっており、平成29年度は11月から返礼品対応を開始したことから425万円と急増しました。今年度は1月末までの実績となりますが、1千47万5千円の寄附をいただいております。

ります。

次に2点目の、寄附金の使い方、具体的な活用内容を教えてください、とのお尋ねですが、事業として活用したものは3件あります。

1件目は平成23年度に総合運動公園のトイレを洋式にする工事を行いました。

2件目は平成24年度に総合運動公園管理棟の照明とトレーニング室の鏡の取替工事を行っています。

3件目は平成28年度に南部公民館玄関前の段差を解消する工事を行いました。

また、平成29年度からは返礼品対応を開始したことにより、返礼品代金や返礼品事務等委託業者への委託料を寄附金から充当しています。

次に3点目の、返礼品協力事業者を募集していますが、今どれくらいありますか、とのお尋ねですが、現在のところ6事業者に協力してもらい返礼品を提供していただいております。そのほかにも数件、返礼品を提供したいと問い合わせをいただいております、手続きを含め協議を行っているところです。

次に4点目の、新しい返礼品は増えましたか、法改正への対応は大丈夫ですか、とのお尋ねですが、返礼品の品揃えにつきましては、随時、事業者の方々と協議を行い、増やしていただくよう話をしているところです。品揃えが良いほど目を引く効果もありますので、町としても積極的に増やしていきたいと考えております。

また、法改正への対応についてですが、今回の改正案には2つの大きなポイントがあります。

1つ目は、返礼品を寄附額の30パーセント以下に抑えるというのですが、この点につきましては、本町は返礼品を始めた当初から返礼品の割合を寄附額の30パーセント以下に設定しているため、問題はございません。

2つ目の、返礼品は地場産品に限るというのですが、この地場産品がどの範囲まで含まれるかという解釈について、国からの正式な通知等がまだ来ておりませんので、法改正の内容を十分確認、検討し、適正に対応してまいりたいと考えております。

次に5点目の、返礼品をモノではなく実家で暮らす親の見守りや空き家になった実家の管理などのサービスで提供する自治体も増えていますが、町としての考えを伺います、とのお尋ねですが、郵便局によりますと、平成30年7月1日現在で、「郵便局のみまもりサービス」をふるさと納税の返礼品メニューに加えているのは、全国で64自治体となっており、ひとり暮らしの高齢者の見守りは、福祉的な観点からも非常に重要となっております。

今後、一層の少子高齢化社会を迎え、ひとり暮らしの高齢者や、誰も住まなくなった家屋が増えていくものと考えておりますが、これらの問題は、ふるさと納税のメニューとしてではなく、まずは町の政策として、どう対応していくのか、十分に検討を行う必要があると考えております。その中で、ふるさと納税のメニューに加えることの是非も含め、検討を行っていききたいと思います。

最後に6点目の、ふるさと納税の今後の町の方針をお聞かせください、とのお尋ねですが、平成29年11月よりふるさと納税ポータルサイトのひとつである「さとふる」にて、返礼品を含めふるさと納税の対応を行っており、1年経過した現状を見ると、平成30年度で寄附額が1千万円を超えるなど、出だしとしてはまずまずの成果があったと考えております。

今後も、新たな返礼品の開発など、町の魅力があふれる返礼品を揃え、納税額が増えていくよう管理運営体制を含め、検討を行っていきたいと考えております。

最後に、発達障がい児を切れ目なく支えるための施策について、のご質問にお答えします。

なお、1点目の本町の通級学級の設置状況と生徒数、今後の設置状況の見直し、小学校卒業後の進路状況について、のご質問と、4点目の文部科学省が、より多くの教師が通級指導に関する専門性を身に付け、通常の学級での指導にも活かす体制を構築すると述べていることによる今後の取り組みについて、のご質問は、後ほど教育長に答弁していただきます。

まず、2点目の療育機関や放課後等デイサービス事業所の情報の把握と保護者への情報提供は十分行われていますか。また、利用状況と利用者負担額はどうなっていますか、とのお尋ねですが、児童福祉法には、障がい児支援施策として放課後等デイサービス事業等が規定されており、障がいのある子どもが学校教育法に規定する学校に就学している期間、生活能力の向上や社会との交流促進などを目的として、利用することができるとされています。

通常、子どもの心身の発達に関する心配事は、各行政機関の窓口や相談機関等に寄せられます。これらの相談内容によっては、保護者の意向を伺いつつ、行政機関内や関係機関との間で様々な連携が図られ、よりよい方法を協議し、場合によっては福祉サービスの利用につながることもあります。

実際に福祉サービスの利用に至るまでには、相談支援専門員に障がい児支援利用計画を作成してもらう必要があります。モニタリングとプランの見直しを繰り返し、支援内容の評価を行いますが、その際、相談支援専門員は、家庭・学校等・サービス提供場所での支援内容に齟齬が生じないように、必要に応じて、障がい児を支援している方たちとの調整を図っています。

なお、お尋ねの、放課後等デイサービス事業の利用状況と利用者負担額ですが、平成31年1月末現在で、事業の利用申請者数は65名です。

サービスは、長期休暇中のみ利用、また、数カ月に1回程度の利用など、子どもの状態に合わせて利用することが可能であるため、月ごとの利用者数は一定ではありませんが、平均すると1カ月あたり48名が利用している状況です。

利用者負担額は、原則として、サービスを利用した額の1割となりますが、世帯の所得に応じて負担上限月額が定められており、これを超える自己負担は発生いたしません。

負担上限月額は、所得段階ごとに定められており、費用負担なし、次に4千600円、次に3万7千200円と定められていますが、本町の利用者の約8割が、月額4千600円を超えることなくサービスを利用されています。

3点目の、孤立しがちな保護者の交流を後押しすることも重要と思われれます。要望があれば子育て世代包括支援センター「かんがるーむ」を交流の場に提供し、情報提供等の支援をされてはいかがでしょうか、とのお尋ねですが、いきいきほーるに開設した子育て世代包括支援センター「かんがるーむ」は、妊娠期から就学前までの子どもを育てる世代を切れ目なく、包括的に支援することを目的としています。また、必要に応じて個別の支援計画を作成するなど、健康課・子育て支援課・福祉課・学校教育課などの関係機関が連携し、必要な見守りや支援を行うための拠点として、平成29年に設立しました。

母子保健事業の中でも、主に母子健康手帳の交付や子育てに関する相談の場として利用して

います。その中で、個別の対応につきましては、1人あたりの相談時間を十分に取りながら、ゆっくり安心して話ができる環境をつくり、いつ相談者が来られても適切な対応ができる体制としています。

今回、「かんがる一む」を孤立しがちな保護者同士の交流の場として提供してはいかがでしょうか、とのお尋ねですが、先に申し上げましたとおり、いつ住民の方が相談に来られても適切な対応ができるよう、常時、相談スペースを確保しているという現状から、「かんがる一む」を交流の場として提供することは、難しいと考えています。

しかし、現在、健康課では、子育て世代包括支援センターの保健事業の1つとして、小学校就学前の、発達が気になる子どもとその保護者を対象に、少人数のグループでの遊びやルールを通して発達を支援する「こすもす教室」を月1回開催しています。その教室では、保護者同士で会話ができる時間があり、交流を図れる場にもなっています。

また、保護者から相談があった際には、保護者の気持ちに寄り添いながら、日頃の悩みを十分に聞き、一緒に支援の方法を考え、必要に応じて専門の相談機関を紹介しています。

保護者の集まりについては、地域の療育施設やNPO団体などが設立した「発達障がい親の会」などがあります。町としましても、このような会を多くの人に知っていただけるよう、乳幼児健康診査や療育相談の際などの機会を捉えて、積極的に周知するよう努めてまいります。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

発達障がい児を切れ目なく支えるための施策について、教育委員会関係のご質問にお答えします。

まず、1点目の本町の通級学級の設置状況と生徒数はどのようになっていますか、また今後の設置状況の見通しはどうか、小学校卒業後の生徒の進路状況はどうなっていますか、とのお尋ねですが、通級学級とは、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいの状態に応じて特別な指導を「通級指導教室」といった特別な場で行う特別支援教育の一つの形態のことを言います。

通級指導教室は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、肢体不自由、病弱、身体虚弱等の障がいを抱える児童生徒が対象であり、保護者の承諾及び教育支援委員会の判定により、入室が許可される制度となっております。

また、通級指導教室における指導の内容としましては、障がいの状態を改善、克服するための自立活動を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を行うもので、特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒は対象外となっております。

本町における通級指導教室の設置状況ですが、机小学校を拠点校として平成28年度から設置しており、来年度は町内小学校5校から26名の児童が通級指導教室に通う予定となっております。

なお、通級指導教室は、拠点校に域内の児童生徒が通い、指導を受けるのが一般的とされておりますが、所属校から拠点校までの移動は、保護者が責任をもって行うこととされているため、昼間に就労している保護者等の場合、送迎に係る負担が大きく、そのために通級指導を受けることができない児童もいることから、本町の場合は、拠点校に勤務する通級指導担当教員が各小学校を巡回し、対象児童に対して指導を行う形態を採用し、保護者の負担軽減を図っております。

また、小学校を卒業後、中学校においても引き続き通級による指導を継続した方が効果的と思われる児童が多いため、中学校への通級指導教室設置につきましても、平成28年度から継続して県に対して要望を行っておりますが、現時点で県からの設置に対する回答はないため、平成31年度におきましても、設置は未定となっております。

しかし、通級による指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善、克服を目的とした指導であり、これは、一定の期間のみで終わるのではなく、継続して行うことで、障がいを抱える児童生徒が、将来社会に出て自立していくために必要な力を身に付けるために必要であると考えておりますので、中学校への通級指導教室設置が実現されるまで、県に対する要望は継続していきたいと考えております。

4点目の、文部科学省は「より多くの教師が通級指導に関する専門性を身に付け、通常の学級での指導にも活かす体制を構築する」と述べています。今後の取り組みについてお聞かせください、とのお尋ねですが、今後、通級指導や特別支援学級での指導を受ける児童生徒の割合が増加する一方で、特別支援教育に関する専門的な研修や指導を受けていない教員が、特別支援学級の担任や通級指導の担当を担わざるを得ない状況になることが考えられます。

そのため、今まで以上に多くの教員が、障がいのある児童生徒を単に「理解」するだけでなく、一人一人の障がいに応じた適切な指導方法を選択、実践する能力が求められると考えます。そのために学校以外にも、療育機関や放課後デイサービス等で取り組まれている指導方法に関する実践例等の情報を収集し、それを集約、整理して特別支援教育に携わる教員に還元することにより、児童生徒が質の高い教育を受けられる機会を保障し、通級指導の質の向上とともに、通級における指導方策を通常の学級での指導にも活かしていきたいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、久保田議員。

6 番（久保田賢治）

私からは水巻町の災害対策及び地区防災計画について数点、再質問させていただきます。

1点目、今や「天災は忘れたころにやってくる」のではなく、「いつでもやってくる」ことを自覚しなければなりません。そこで、平時の備えが必要になってきます。自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、自治体・企業・地域社会・家庭・個人レベルまで防災の取り組みを着実に進めることが大事になってきます。災害に際して、最後にモノをいうのは「人」です。危機管理や防災・減災に関わる専門の知識と能力、スキルを備えた人材が、必要と思われませんが町として専門要員等の育成の考えがありましたら、教えてください。

議 長（白石雄二）

はい、蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

久保田議員の再質問にお答えいたします。ご指摘のとおり、近年大雨や地震といった自然災害は、激甚化・頻発化してきておりまして、住民の皆様ひとりひとりの日ごろからの備えと、防災意識の向上が非常に重要であると認識しております。こういった住民の方の意識向上していくための取り組みを着実に進めていくため、危機管理や防災・減災に関わる専門の知識と能力、スキルを備えた人材が必要であることは十分認識しております。

お尋ねにあります、町として専門要員等の育成の考えについてですが、本町の様な小さな町では、職員数や組織機構などの関係もあり、なかなか、危機管理や防災・減災分野のみに特化した専門部署の設置や職員の育成を行なうには、難しい状況にあります。

最近、久保田議員が「防災士」の資格を取得されたと伺っておりますが、この「防災士」はNPO法人「日本防災士機構」が認定する資格であり、資格取得に際しましては、災害発生の仕組みはもちろん、身近でできる防災対策や行政の災害対応、災害に関する知識や技能などの講習を受け、資格試験に合格する必要がございます。

そのため、新年度は、本町におきましても総務課の職員2名を防災士の資格を取得させる予定にしております。

また、近年、県や政令市、被災した市町村などを中心に自衛官や消防職員など災害現場における指揮経験のノウハウを持った人物を危機管理専門官として任用する自治体も増えてきております。

本町では、まだ任用の予定はありませんけれども、県内を中心に任用状況や効果について情報収集を行なってまいります。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

6番（久保田賢治）

ありがとうございます。2点目、昨年7月の西日本豪雨で、多くの高齢者が犠牲になった地域のほとんどがハザードマップ（災害予測地図）で危険性が予測されていたにもかかわらず、住民の多くがハザードマップの内容を十分に理解していませんでした。本町は、今月末までに、最新のハザードマップを作成し各家庭に配布すると伺っていますが、いざという時にハザードマップを機能させるためにも、町が旗振り役となって町民へ内容の十分な周知が必要と思われませんが、町の考えをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。まず、ハザードマップについてでございますが、現在、新しいハザードマップを更新しております、印刷にかけております。新しいものにつきましては4月中に全戸配布させていただく予定になっております。

議員のご指摘のとおり、西日本豪雨の被災者の多くがハザードマップで危険性が予測されていた地域であったにもかかわらず、避難する人が少なかったという状況でございました。

そこで今回のハザードマップ作成にあたり、考慮した点は、まず、配布時に住民の皆様の日にとまること、そして親しみやすく手に取って内容を確認していただけるよう、表紙や挿絵にキャラクターの「みずまる」を使用したり、専門的な防災情報ではなく、防災に関して住民の皆様にご覧いただきお伝えしたい情報を記載して、防災について知り、学び、活かせるような冊子タイプのものとしたしました。

また、自治会や学校での防災活動や教育に活用するための学校区別ハザードマップとし、インターネットでパソコンやスマートフォンから自宅や地域の危険度を確認いただけるようなウェブ版防災マップの整備も併せて行なっております。

しかし、議員のご指摘にもありますように、全戸配布するだけでは、内容の十分な周知とは言えませんし、町内でも各地域で想定される災害の危険度に違いがありますので、区長会で説明会を開催したり、自治会や学校の防災出前講座を活用することで、住民の皆様への周知と浸透を図っていく予定としております。

配布前ではありますが、すでにいくつかの自治会の出前講座の実施について相談を受けておりますので、調整を行い、個別に対応してまいりたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

6 番（久保田賢治）

ありがとうございます。3点目ですけれども、町民一人一人が「災害時に何をするのか」を事前にシュミレーションする「マイ・タイムライン」（自分の防災計画）や、町民が主体となって作る「地区防災計画」の普及など、地域住民による「防災コミュニティーの力」を高める取り組みを町が全力で後押ししていただきたいと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。大規模災害時における救助は、冒頭の質問や町長の答弁にもございましたが、一般的に自助が7割、共助が2割程度、公助、公の救助につきましては1割以下の割合といわれておりました、自分や家族の身は自分たちで守る、隣近所のつながりを作り、助け合

うという意識を日ごろから持つことが大変重要でございます。

お尋ねにあります、マイ・タイムラインや地区防災計画の普及など、町全体の防災力を高めるために大変有効であることは強く認識しております。

そこで、住民一人ひとりの防災意識の向上とそれぞれの地域の実情に応じた「地域コミュニティ力」を高めるため、近年本町が取り組んでおります事例につきましては、先ほど町長の答弁で述べておりますので割愛させていただきますが、今後様々な手段や方法を用いて行政と町民、自治会や各種団体などが一体となり、一人一人の防災、減災に関する意識の向上と、地域による、議員の言われる防災コミュニティの力の醸成のため、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

6 番（久保田賢治）

最後、4点目です。国産の乳幼児用液体ミルクは今月11日、初めて全国で店頭に並び始めています。災害時に電気、ガス、水道などライフラインが使えない場合、液体ミルクは非常に有用で母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から1年間保存できるため、災害時の備蓄品として期待されています。

災害時の早い段階から乳幼児に必要な液体ミルクを備蓄品として検討していただきたいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

はい、お答えいたします。東日本大震災から、昨日ですね、8年目を迎えた3月11日、テレビで報道がございました。液体ミルクが一般販売開始ということでございました。乳児用の液体ミルクの導入につきましては粉ミルクよりも、昨日のテレビの情報なんで申し訳ないんですが、3倍程度するという価格の面と、今までなかった製品でございますので、住民の皆様に浸透するまでには多少の時間が必要になるろうかと思っております。しかし、乳児用の液体ミルクの利便性は有効であると十分に認識しておりますので、今後、導入に向けた検討を進めてまいります。また、現在主流となっております粉ミルクをはじめとする乳幼児に必要な備蓄品の確保につきましては、町内に2つの店舗を展開しておりますドラッグストアと災害時の物資提供に関する協定を締結しておりますので、この協定も活用しながら確保を行なっていきたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

6 番（久保田賢治）

私も引き続き水巻町の防災・減災にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。これもちまして、私からの再質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4 番、水ノ江です。私は放課後児童クラブについて再質問をさせていただきます。答弁にありますとおり、現状といたしまして3月1日時点で288名、来年度に向けては371名という形で、かなりの増員という形で定員以上にですね、増員されているということに。その中で要するに町として答弁でありますけれども、入所を希望する保護者の要望に応じて、待機児童を出さないという町の方針に関しては非常に素晴らしいことではあるかと思っておりますけれども、やはり働く指導員にとっては数が増えるということは、それもまた気をつかうところになるのかなというふうに思っておりますけれども。答弁の中にあります、学校の増えた分の空き教室を利用して運営を行なう予定ということで答弁がありますけれども、ここはどこの児童クラブなのかということがまず1点であります。

特にこれ、教室を使いますので、児童クラブの建物自身と教室とが離れてしまうとですね、そのへんの連携をどういうふうに考えているのか、その2つをまずお聞きいたします。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。現時点におきまして31年度、猪熊児童クラブと頃末児童クラブにおきまして、学校の空き教室を利用して2つに分けて行なうよう予定しております。また、吉田児童クラブにつきましても当初は1か所で行なう予定ですが、児童の状況によりましては年度の途中からでも2つに分けて行ないたいというふうに考えております。

連携についてでございますが、通常2か所に分けて行なう場合、物理的な連絡手段としまして携帯電話を必ず貸与するようにしております。それで情報のやり取りというのは行なっております。また、通常補助員をつけているんですけども、1か所で行なっている場合よりも増員して補助員を配置しておりますので、児童の状況等、必要に応じてその2か所を行き来するようにしておりますので、連携は十分に図れているのではないかと考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

指導員が増えるということで3名から4名ですね、長期臨時職員が確保できる見込みであるということで答弁されておりますが、一応まあ見込みは見込みで、ということでこれが確定ではないかなというふうには思われます。児童クラブの人数も今のところ予定ではありますのでこれが増えれば当然、また臨時職員を確保しなくてはいけない状況になるのではないかなというふうに思いますが、2点目の中で実際に児童が、軽い障がいがあるという児童を受け入れる場合の指導員の対応と言いますか、そのへんはどういうふうになっていきますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。障がいを持っている児童につきましては基本、障がい児学童などの放課後等デイサービスを利用している子が多いのですが、やはり保護者の送迎等の都合で児童クラブを利用している子どももおります。そういった場合は、学校の担任の先生とかからですね、その子とどのように関わるかとか、関わった方がいいのかとかそういった情報をお聞きした上で、通常の指導員とは別に1人の児童に対して1人の補助員をつけたり2人に1人をつけたりするなど、児童の状況に応じて補助員を増員して対応するようにしております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

ありがとうございます。その中で一応やっぱりこの指導員の仕事の内容というのは勉強自体を教えるという状況ではありませんけれども、指導員の内容といたしましてはやっぱり子どもをずっと見ていく中で、大変な状況があるっていうことを実際にお聞きしております。その中で、やっぱり賃金等、答弁書にも書いてはいますが、賃金面に見ても、なかなか当然一般事務職と同じようなレベルという形で指導員の賃金は設定されておりますけれども、当然学校の先生と同じような状況をやってる大変さというのはやはりちょっと賃金的にはちょっと何か少ないっていうか、ちょっとそういう思いがあります。その中でやっぱり今回の答弁の中にありますけれども、2020年度から民間企業や社会福祉法人などへの業務委託ということで、まあこれは検討ということで答弁書いただいておりますが、働く人にとっても業務改善というか処遇改善がやっぱり望まれているのはもう明白であるかなというふうに思われます。そういう意味ではやはりこの処遇問題は2020年、民間ですね、企業などに委託できるような、実施したいということで返答はありますが、やはり優れた人材を確保する上では、やはり処遇改善というものは一番大事なところではあるのではないかなというふうに思われます。その中でもやっ

ぱり実質的には民間等に業務を委託するということになりますと、やはり質の問題というものも一層に伴われてくると思います。質の確保という意味では民間が色々ノウハウは持っているんだらうというふうに思いますけども、やはり子どもたちの指導員ということであれば本当に良い方っていうか、そういう方を、確保してもらいたいなというふうには思っておりますが、水巻町としても教育行政を進めてきております町長に一言発言をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今、この答弁に書いてありますように、この問題は他の党の議員からも話が出ております。そういう中でやはり今の賃金体系が、町の今のままでは、やはり全体を考えますとそこだけ特別に変えるというような状況にはならないということで、内部で、まあ今年はですね、31年度は現状通りですが、2020年度に向けてやはり働き方改革という中で処遇問題がどうしても課題になりますので、十分に平成31年度に検討して2020年度からはやはりその体制しか今のところ選択の余地がないんじゃないかなというふうに考えておりますので、この平成31年度十分にですね、今の言う質の問題、待遇の問題等含めて検討して、2020年に向けて進めていきたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

ありがとうございます。それでは続きましてふるさと納税に関する再質問を何点かしたいというふうに思います。答弁書にありますとおり平成29年度が425万増えたということと、平成30年度に関してはまだ3月末までありますので、当然増えるという状況にあるだろうと思えますけども、1千万円を超える納税額が行われております。その中でですね、実質いろんな活動がされているということで平成23年、平成24年、それから平成28年と、具体的な答弁をいただいておりますが、平成29年と同時に、まだ終わっておりませんが平成30年度がですね、寄付金の使い方について、具体的にどういうふうになるのか答弁お願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、篠村課長。

財政課長（篠村 潔）

水ノ江議員のご質問にお答えいたします。現時点におきましてですね、今記載してある以外の新たなふるさと応援基金の使い道については決まっておりません。ご質問でありましたように、平成29年度返礼品の対応をしましたら寄付額が増えております。ですので私たちも慎重

に考えまして、寄付していただいた方が指定していただいた寄付の目的、これを尊重させていただきながら、町民の方や寄付していただいた方が喜んでいただけるような使い方を十分検討して使っていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

是非ですね、本当に寄付金自体を有効にと言いますか、使い方によっては本当、いろんなバリエーションとかかなり広い範囲で使えるというような状況にはなっているんだろうと思いますけれども、その中でやっぱり町民が、これはふるさと納税でできたんだよという、目に見えて感じるようなところに積極的に使っていただきたいなというふうには思っております。

その中で次のですね、返礼品のことですけれども、新しいものをやはり増やしていく必要があるだろうということを思いますけれども、町としても積極的に増やしていきたいということで答弁されておりますけれども、その中で現時点ですけれども、21 件ですね、最高の寄付額で 3 万円という形で私もちょっとホームページ、さとふるを見てちょっと思いました。最高額が 3 万円ということで実質的にはこのまだ上の金額的にはまだ上があってもいいんじゃないかなという思いもいたしますけれども、新しい商品開発に関して町独自の商品ということで、特にスイーツとかお菓子とか、そういうものの開発ができないだろうかというふうには思いますけれども、そのへんはいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい課長。

企画課長（増田浩司）

ご質問にお答えをいたします。ご質問でございます、町独自の返礼品の商品の開発ということでございますけれども、まず一点が、今、町のほうが町の特産品でございます水巻のでかにんにく、それから水巻のでかにんにくを使用しました万能味噌の加工商品につきましては、そのプロモーションのほうに今、全力のほう、挙げているところでございますけれども、このでかにんにく味噌につきましては、協議会の皆さんや関係者の努力の甲斐もございまして、昨年、福岡の新しいお土産を発掘をいたしますという、「オミヤの T E P P E N グランプリ 2018」というものの中で準グランプリをいただいております、また今年の 1 月になりますけれども、福岡県の「6 次化商品コンクール」というものの中で、福岡県商工会連合会会長賞というものを受賞いたしまして、今、各方面から引き合いのほうをいただくようにはなっております。

このでかにんにく関係については、まだふるさと納税の商品にはまだラインナップができていない状況でございまして、今、でかにんにく関係をふるさと納税の返礼品としてラインナップをするために、生産時期でありますとか、加工期間、寄付の受付時期など、スケジュール調整や町の対応というものを今現在行なっている状況でございます。ご質問にもありましたその

ほかの商品等についても、現在町内の事業者の方と新しい商品につきまして、その商品開発とラインナップの方法、それから追加について、協議を実際に今、行なっているところでございますので、今後さらにふるさと納税の取り組みを推進をいたしまして、併せて様々な町のPRも行なっていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

最後になります。私もサービスですね、取り上げております「郵便局のみまもりサービス」を、ふるさと納税の返礼品ということでメニューに加えてはどうかということでもありますけれども、やはり物をというよりも、サービスも一つの売りになるのではないかなというふうに思われます。その中でやっぱり寄付をされた方が、特に水巻を愛されている方が地元で親御さんを一人で残されるというのであれば、そういうみまもりのサービスも一つの選択肢になっていいで、安心できるのではないかなというふうに思われますので、この点に関しても是非メニューの中に一つ考えていただいて、より良いふるさと納税、水巻がいいことやってるなという思いで、できればいいかなというふうに思っています。私のほうからは以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

5 番（松野俊子）

5 番、松野です。私からは発達障がい児についての質問をさせていただきます。

まず、発達障がいをかかえる児童を小学校では通級指導学級ですかね、そちらのほうでしっかり小学校 5 校を先生のほうで巡回されて、対応をしてくださってるということがわかりました。その中で、通っている生徒が小学生は合計 26 名であるということなんですが、今回その内、小学校を卒業して中学校に入学する、発達障がいをかかえてある生徒のことについて質問したいんですが、まず今年度中学校に入学する生徒の人数と、その生徒は中学校ではそのまま町内の中学校に通常学級として進学されるのか、それとも別のところに行く生徒がいるのか、まずそのところをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

はい吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。現在、小学校 6 年生で通級指導教室に入級している児童は、伊左座が 1 名、猪熊が 1 名、えぶりが 1 名、頃末が 2 名で、計 5 名となっております。この子たちは、全員卒業後は、町内の中学校に進学する予定となっております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

5 番（松野俊子）

本町の中学校の通級指導教室が答弁書で平成 28 年から県のほうに設置を要望しているけど、今のところないということで、そこなんですけれども、その生徒が通常学級で在籍するんですけども、その生徒が放課後等デイサービス事業ですかね、そういった学校外のそういうサービス事業だとか療育機関とかそういったことを利用されるように申請されているのかどうかと、それを今度の 1 年生、それから 2 年生、3 年生、そのへんの内訳といたしますか、そしてもし、利用されている中学生がいるのであればどういった事業所を利用されているのかですね、そのへんのところを知りたいんですけども。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。答弁書にもありますようにその月によって放課後等デイサービス、利用している児童・生徒の数が変わってきますので、今年の 1 月利用状況についてちょっと調べてみましたところ、今年の 1 月に放課後デイサービスを利用した実績のある中学生は、中学生 1 年生の 2 名のみとなっております。その 2 名とも、特別支援学級の生徒ということになっております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

5 番（松野俊子）

ご父兄の方からちょっと相談とか受けることがあるのが、そういうちょうど発達障がいをかかえて今まで小学校の間は通級指導のクラスがあって、小学校のころは、いろいろ手厚く支援していただいたんですけども、中学校になったときにどういうふうになるかがちょっと不安をかかえてるっていうご相談とかどうしてもあるんですけども、それで今お聞きすると、放課後等のデイサービスの利用の状況はゼロということがわかったんですけども、それはその情報提供とかそういった面とか、そういうことが利用ができるとか、またそういった情報提供とかの点についてですね、ちょっとどういうふうに、保護者との相談があるのかなっていうあたりと、あともう一步ですね、結局 3 年間特段のケアとか指導がちょっと無いような感じがするんですけども、例えば放課後等デイサービスを学校が終わった後に父兄の方がそういった事業所に連れていくというのが結構負担があるのであれば町のバスなんかで送迎をしたりとかして、積極的に活用していくということも十分考えられるのではないかっていうふうに思うんです。

最初の質問にも、文部科学省もそういった学校外のそういう事業所なんかにそういう経験とか知見が蓄積されてるんで、そういったところを今後、学校の中にも還元していきたいという、教育長の答弁にもあったと思うんで、そういった通級学級がないのであればなおさらそういったところを利用してはいかがかなと思うんですが、そういう送迎も含めてですね、そういうことが積極的にできるのかどうか、そのあたりを答弁をお願いしたいんですが。

議 長（白石雄二）

課長。

福祉課長（吉田奈美）

松野議員の再質問にお答えいたします。まず1点目の中学校の通級学級に通う発達障がいの子どもたちが、放課後等デイサービス事業についてどのようにご利用されてるかっていうところに加えて、福祉サービスの利用について情報提供等がちゃんとなされているのかっていうことだと思うんですが、先ほど学校教育課長が答弁しましたとおり、実際、通級学級に通われてる子どもの中でも、ご利用はなくてもその状況に応じてご利用されるようになっていうことで登録だけはされてる方も実際にはおられますので、1月末時点での登録はゼロでも、長期休暇とか、親御様、子ども様の利用によっては、放課後等デイサービスのご利用はされてらっしゃる場合もございます。

福祉サービスの情報提供等につきましては、まず子どもの福祉サービスのご利用については児童福祉法で子どもの年齢によって多少は異なるんですけども、サービスメニューはご用意させていただいておりまして、一応、利用開始の年齢等については、まず、その小学校入学する前にご利用される方もかなりおられますので、その場合は例えば乳児検診でありますとか、幼稚園保育所等の集団保育の場でありますとか、あるいは保護者から直接とかいう形でまず利用相談があって、それから福祉サービスの利用という形に繋がってまいるということになっておりますが、その福祉サービスのご利用に繋がる前にまず、答弁書にも書かせていただいておりますとおり、相談支援専門員のほうにまずご紹介をして、そちらでアセスメントをしてどういうサービスがはたして適当であるのかというような、まずご相談を受け止めて情報を整理してそれからプランに繋げていくというような形になりますので、まずご相談からご利用にあたる段階で情報提供等は十分になされているということになろうかと思えます。

且つ、開始する年齢によってももちろんそのサービスメニューが異なると先ほど申し上げましたけれども、サービスメニューの内容によって、個々人のプランの内容によって、その子どもを取り囲む関係機関等がございますのでそちらとの情報共有等も十分、情報交換等も十分なされて、その度ごとに親御様にその情報提供、情報共有した内容をお返ししているという状況でございます。

それと2点目の放課後等デイサービスのご利用について、町のマイクロバス等利用するようにはどうかというご提案だったと思うんですけども、まず本町が実施しております、水巻町の放課後等デイサービス事業については送迎を社会福祉協議会のほうに委託しております、そちらのほうでもうマイクロバスで、まず、学校に迎えに行きまして帰りはご自宅までお送り

したりとか、特別支援学校に通われてる子どもさんについては降車場所を決めておいて、そちらに学童の指導員が迎えに行ったりとか、様々な形で送迎サービスはしております。

それ以外の事業者につきましても、実はこの福祉サービスには送迎加算というものがつきますので、基本的には送迎をするということになっております。各事業所の裁量で送迎をするということになっております。ただ、例えば専門的な訓練が必要な場合であるとか、あと母子通園を求める場合とかがございますので、その場合は送迎サービスということではなくて、親御様のお車で行き来をされるという場合もございます。

ですので、放課後等デイサービス事業については、送迎サービスは基本的にはついていてというふうにご理解いただいてよろしいかと思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

5 番（松野俊子）

中学校になってそういう福祉サービスを受けている中学生の発達障がいのお子さんがほとんどないという中でちょっとやっぱり不安な部分、まあそのへんのところを考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。それで、今後なんですけれども、やはり発達障がいっていうのは、最近だんだん理解が進んできた障がいで、やっぱりいろんな面でまだまだ理解が遅れている、当然いろんな支援も遅れていると思うんで、やっぱり今後、この結局、発達障がいをかかえてる子どもが大人になって社会に出て、またそうじゃない子どもも社会に出て、一緒にやっぱり社会の中で仕事をしたり生きていったりしないといけないという、それはやっぱりそういうことがあると思うんで、やはりそういう中で、在籍してる通常学級の中、周り、我々も含めてこの発達障がいというものをよくよく理解すると。また、そうじゃない子どもたちに対しても、あ、こういう子どももいるんだよっていうことで、一緒にやっっていけるねっていう、そういうふうな観点に立ってこの問題を今後ともしっかり支援をお願いしたいというふうに結ばせていただいて、本日の一般質問を終了させていただきます。何卒宜しくお願い致します。

議 長（白石雄二）

以上で1番公明党の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 59 分 散会